

地域 SDGs 推進ネットワーク規約

1. 名称

本会の名称は「地域 SDGs 推進ネットワーク」とする。

2. 事務局および所在地

本会の所在地は 特定非営利活動法人エコロジーオンライン（栃木県佐野市）におく。

3. 目的

本会は、「水と緑あふれる交流拠点都市」を理念とする佐野市に本拠地を置き、バイオマス資源を中心に循環型資源で地域をつなぎ、持続型林業経営や循環型エネルギーの生産、自然資源を生かした観光振興を目指す協議会である。また、自然と共生するライフスタイルを普及し、高齢者や障害者にやさしい持続可能な社会を築くため、国が SDGs 戦略として掲げる「地域循環共生圏」の理念の下、市民、企業、行政が連携して地域づくりの支援、政策提言を行う。

4. 事業

- (1) 地域エネルギー創出・支援事業
- (2) 地域エネルギービジョン策定事業
- (3) 持続可能な開発のための教育（ESD）事業
- (4) 地域づくり・まちづくり等に関する行政、企業等への政策提言事業
- (5) 人材育成及び雇用促進サポート事業
- (6) 地域住民への SDGs 勉強会やセミナーの企画・開催
- (7) 木の駅事業
- (8) 農林産物の生産、販売、支援事業
- (9) (1)～(8)に附随する事業

3. 会員（構成員）

会員は会の取り組みに賛同し、会で認証されたものが会員になる

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

4. 会費

本会の賛助会員の会費としては、以下の金額を定める

正会員：3,000 円／年

個人賛助会員：3,000 円／年

企業賛助会員：30,000 円／年

5. 退会

(1) 会員は、退会届を代表に提出することにより、任意に退会することができる。

(2) 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

①本人が死亡したとき。

②会費を3年以上納入しないとき。

6. 除名

本会の目的・趣旨に反する行為をした者、又は本会の名誉を傷つけた者は、本会の決により除名をする事が出来る。また、3年間会費を滞納したものに対しても除名することが出来る。

7. 代表及び役員

(1) 代表は役員の中から1名選出を行う。

(2) 役員として、副代表を1名、事務局長を1名ずつ選出する。

なお、副代表と事務局長は兼務することが可能である。

8. 役員の仕事

(1) 代表は、会務を総理し、その業務を統括する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、本会の事務全般及び会計を担当する。

4 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

9. 役員の選任

(1) 代表、副代表（および事務局長）の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

(2) 事務局長は事務局内から選出し、会の承認を得た者とする。

10. 任期

(1) 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

(2) 会員の任期は本人が辞意を示さない限り、期限を設けないこととする。

11. 会計

(1) 本会の経費は、会費、協賛、寄付、補助金等をもって充てる。

(2) 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、初年度は発足日から翌年の3月31日までとする。

(3) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

(4) 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

12. 総会

(1) 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、

臨時に総会開催することができる。

(2) 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- ①会則、事業等の改廃
- ②事業計画並びに収支予算及び決算
- ③本会の解散
- ④役員を選任及び解任
- ⑥その他本会の運営に関し重要な事項

(3) 本会の会議は、代表が召集する。

(4) 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(5) 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

13. 運営委員会

(1) 運営委員会は、代表、副代表、事務局長をもって構成する。

(2) 運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

14. 事業報告書及び決算

代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない、

15. 事業年度

この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、初年度の事業年度は発足日から翌年の3月31日までとする。

16. 本会の設立日は令和1年10月1日とする。

随則

本規約は令和1年10月1日から施行する。

構成団体 () 内は各団体における協議会参加者氏名及び役職 *令和1年10月1日現在

役員

代表 上岡 裕 (NPO 法人エコロジーオンライン理事長)

副代表 吉田 登志幸 (NPO 法人ソーラーシティ・ジャパン代表理事)

事務局長 大和田正勝 (NPO 法人ソーラーシティ・ジャパン専務理事)